

# 被災代替家屋特例適用申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 (名称) \_\_\_\_\_  
(電話 \_\_\_\_\_)

地方税法附則第56条第11項の規定の適用を受けるため、下記のとおり申請します。

## 記

### 1 被災家屋の概要

所在地	家屋 番号	種類	床面積 (㎡)	持分の 割合
				—

所有者の住所	
氏名または名称	

### 2 代替家屋の概要

所在地	家屋 番号	種類	構造	床面積 (㎡)	取 得 年月日	持分の 割合
					平成・令和 年 月 日	—

所有者の住所	
氏名または名称	
被災家屋所有者との関係 本人      相続人      合併後の法人      その他 (      ) ※該当するところに○をつけてください。確認のため関係書類の提出を求める場合があります。	

## 被災代替家屋の特例適用について

### 1 特例措置の概要

東日本大震災により滅失しまたは損壊した家屋の所有者が、平成23年3月11日から令和9年3月31日（福島県の区域内の被災家屋の所有者等が、代替家屋の取得等をした場合は令和11年3月31日）までの間に、被災家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得した場合、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額ならびに都市計画税額から減額する。

### 2 特例措置の対象となる者の範囲

- (1) 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) (1)が個人である場合、その者の相続人
- (3) (1)が個人である場合、被災家屋の所有者と同居する者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人である場合、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割により分割法人から資産および負債の移転を受けた法人

### 3 適用を受ける部分に係る税額

当該家屋（以下「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額または都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が1を超える場合は、1）をそれぞれ乗じて得た額である。

### 4 特例適用家屋または被災家屋の床面積の取扱い

- (1) 区分所有者が所有し、または所有していた専有部分の床面積の割合により共用部分であん分した床面積を当該専有部分の床面積に算入する。
- (2) 共有物である家屋の場合、共有者が有している、または有していた共有持分の割合によりあん分した床面積をいう。

### 5 申請書への記載方法

「所有者の住所、氏名または名称」は、申請者と同一である場合は、申請者と同一である旨記載してください。

### 6 添付書類

- (1) 災証明書（写）
- (2) 被災家屋の平成23年度不動産評価証明書（その他課税面積等が確認できる書類で代用可能）
- (3) 申請者が「申請者の要件」の2(2)～(4)に該当する場合
  - ・個人の場合は戸籍謄本および遺産分割協議書（写）
  - ・法人の場合は登記事項証明書
- (4) 複数の用途を有する家屋については、別紙「床面積内訳届出書」
- (5) その他市長が必要と認める書類